附　則

（施行期日）

1　平成二十七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百二号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の二十四の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示

航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

附　則

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九第一項の規定に基づき、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件

建築基準法施行令第百三十条の九第一項に規定する圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七条第二項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。

二　高圧ガス保安法第五条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項各号に掲げる基準（同項第二号の二に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成26年度の平成26年10月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成26年12月26日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	50,001,000,000	2,524,420,806	8,267,611,982	10,792,032,789	△39,208,967,210	21.5
租税	48,945,000,000	2,456,267,970	7,891,426,887	10,347,694,858	△38,597,305,141	21.1
所得税	14,790,000,000	1,130,746,761	4,788,229,139	5,918,975,900	△8,871,024,099	40.0
法人税	10,018,000,000	169,619,074	178,902,624	348,521,698	△9,669,478,301	3.4
相続税	1,545,000,000	121,742,453	359,202,367	480,944,821	△1,064,055,178	31.1
消費税	15,339,000,000	763,916,995	1,341,403,156	2,105,320,152	△13,233,679,847	13.7
酒税	1,341,000,000	12,043,801	226,260,005	238,303,806	△1,102,696,193	17.7
たばこ税	922,000,000	11,188,986	205,688,639	216,877,626	△705,122,373	23.5
揮発油税	2,545,000,000	110,598,572	317,780,112	428,378,685	△2,116,621,314	16.8
石油ガス税	10,000,000	596,522	1,663,269	2,259,792	△7,740,207	22.5
航空機燃料税	53,000,000	1,558,242	12,711,016	14,269,258	△38,730,741	26.9
石油石炭税	613,000,000	37,463,087	79,115,456	116,578,543	△496,421,456	19.0
電源開発促進税	327,000,000	273,707	74,945,714	75,219,421	△251,780,578	23.0
自動車重量税	387,000,000	30,575,134	53,641,416	84,216,550	△302,783,449	21.7
関税	1,045,000,000	65,137,229	248,534,386	313,671,615	△731,328,384	30.0
とん税	10,000,000	807,381	3,330,359	4,137,740	△5,862,259	41.3
地価税	—	—	1,298	1,298	1,298	—
旧税	—	20	17,924	17,944	17,944	—
印紙収入						
印紙収入	1,056,000,000	68,152,836	376,185,094	444,337,931	△611,662,068	42.0
官業益金及官業収入						
官業収入	45,396,979	4,674,892	19,758,598	24,433,490	△20,963,488	53.8
政府資産整理収入	332,823,924	480,302,388	110,068,659	590,371,047	257,547,123	177.3
国有財産処分収入	95,420,963	6,698,406	45,012,875	51,711,282	△43,709,680	54.1
回収金等収入	237,402,961	473,603,982	65,055,783	538,659,765	301,256,804	226.8
雑収入	4,247,721,777	82,822,564	2,385,648,060	2,468,470,624	△1,779,251,152	58.1
国有財産利用収入	70,929,007	5,505,257	46,722,207	52,227,464	△18,701,542	73.6
納付金	1,030,775,551	23,232,558	285,803,408	309,035,966	△721,739,584	29.9
諸収入	3,146,017,219	54,084,748	2,053,122,444	2,107,207,192	△1,038,810,026	66.9
公債金						
公債金	41,250,000,000	2,495,999,856	20,666,463,513	23,162,463,369	△18,087,536,630	56.1
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	5,360,149	—	—	—	△5,360,149	—
合計	95,882,302,829	5,588,220,507	31,449,550,814	37,037,771,321	△58,844,531,507	38.6